

[記入上の留意点]

[平成30年度補正予算]

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等事業実施要領

(抜粋)

平成31年3月29日
30特農協第242号

別記様式第12号

番 年 月 日

第18 収益納付

1 外食・加工業者等は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第12号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに協会に報告するものとする。ただし、国が、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間が延長されるものとする。協会は、当該期間が延長された時は、外食・加工事業者等に通知するものとする。

2 協会は、1による報告に基づき、外食・加工業者等が相当の収益を得たと認められた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、外食・加工事業者等に納付を命じることができるものとする。

なお、納付額は、次の算定により算定した額とする。
納付額 = (収益の累計額 - 補助事業の自己負担額) × 補助金総額 / 補助事業に関連して支出された費用の総額 - 前年度までの納付額

(1) 式中の「収益の累計額」の「収益」とは、補助事業に係る商品の営業利益 (売上額 - 製造原価 - 販売管理費等) をいう。

(2) 式中の「補助事業に関連して支出された費用の総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該商品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、国は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

右側ページのケの数値がゼロやマイナスではなく、プラスの場合のみ、別記様式第12号の下書きの乗と並列水産省の担当ありに、本年8月6日までに提出願います

別記様式第7号の別添における他(B)に該当

現時点の考え方としては、建屋(施設)、土地に関する経費は除き、修繕費は含む

「補助金総額 + 補助事業の自己負担額」は「別記様式第7号」の別添における補助事業に要する経費(A+B)に該当

経費については、直接経費の積上(証拠書類を添付)によるほか、決算報告書における販売費や一般管理費と証拠書類と3層場合には当該新商品を特定するためのプロセーション(地産)の考え方を添付して下さい

当該新商品に係る収益計算書及び証拠書類を添付して下さい

公益財団法人 日本特産農産物協会
理事長 雨宮 宏司 殿

当協会理事長名の補助金交付決定通知の日付と番号です

所在地
会社名
代表者氏名
印

会計年度です
(令和2年4月1日~
令和3年3月31日)

平成30年度新商品開発等事業収益状況報告書 (令和2年度)

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業に関する令和2年度の収益の状況について、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等事業実施要領(平成31年3月29日付け30特農協第242号)第18の1に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

- 1 事業の内容 本事業により新商品(〇〇〇)を開発し、製造・販売を行った。
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額
令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)における収益の金額
- 3 補助事業の自己負担額 別記様式第7号のBの金額 → 円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号確定 → 円
当協会理事長名の補助金の額の確定通知の日付と番号、補助金額です
- 5 補助事業に関連して支出された費用の総額 円
- 6 前年度までの収益納付額 ゼロ(0)円とします → 〇円
- 7 本年度収益納付額 ((2-3) × 4 / 5 - 6) 円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

「別記様式第7号」別添

区分	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
1 新商品の開発・試作	()	()	()	
2 新商品の製造等に必要 な機械の開発・改良等	()	()	()	
(1) 新商品の製造用機 械の改良、新たに開発 した機械の導入・設置	()	()	()	
(2) 新商品の貯蔵用機 械の改良、新たに開発 した機械の導入・設置	()	()	()	
(3) 新商品の販売用機 械(自動販売機)の改 良、新たに開発した機 械の導入・設置	()	()	()	
3 試作品のプロモーショ ン	()	()	()	
4 原料原産地表示				
(1) 新商品の原料原産 地表示に向けた検討会 の開催	()	()	()	
(2) 新商品の原料原産 地表示に必要な機器の リース導入	()	()	()	
5 情報の発信	()	()	()	
合計	()	()	()	

注1：()内には交付決定時の金額を記入すること。

注2：事業実施者が消費税課税事業者の場合は、消費税は負担区分のその他欄に含めること。

A+B

A

B

(参考) 収益納付額の算出について

【事例 1】

2	補助事業の実施により得られた 収益の累計額	300千円
3	補助金の自己負担額	800千円
4	補助金の確定額	9,200千円
5	補助事業に関連して支出された 費用の総額	10,000千円
6	前年度までの収益納付額	0円
7	本年度収益納付額	

$$\begin{aligned} \text{計算式} & ((2-3) \times 4 / 5) - 6 \\ & = ((300-800) \times 9,200 / 10,000) - 0 \\ & = -460 \text{千円} \end{aligned}$$

→ 7の数値がマイナス（赤字）のため、別記様式第12号（収益状況報告書）の下書きの案の農林水産省への提出は行わない。

【事例 2】

2	補助事業の実施により得られた 収益の累計額	300千円
3	補助金の自己負担額	800千円
4	補助金の確定額	9,200千円
5	補助事業に関連して支出された 費用の総額	10,000千円
6	前年度までの収益納付額	0円
7	本年度収益納付額	

$$\begin{aligned} \text{計算式} & ((2-3) \times 4 / 5) - 6 \\ & = ((950-800) \times 9,200 / 10,000) - 0 \\ & = 138 \text{千円} \end{aligned}$$

→ 7の数値がプラス（黒字）のため、別記様式第12号（収益状況報告書）の下書きの案及び添付資料（証拠書類）を農林水産省に提出し、農林水産省との調整を経た後、正本を日本特産農産物協会に提出する。